

令和3（2021）年度

# 大阪市市民活動推進助成事業 募集要項

～市民、企業等が大阪市の市民活動を支援するしくみ～

## 第1 事業の概要

大阪市では、自主性と多様な価値観に基づき、市民ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができるなどの特性を持つ「市民活動団体」を、行政だけでは解決が困難な課題に取り組む「公共活動の担い手」であり、これからの市民社会を支える主体であると考えています。

本事業は、ボランティア・NPOなどの市民活動団体による活動が、活発に展開される環境づくりの一環として、市民、企業からの寄附金（区政推進基金（市民活動団体支援型））を活用し、市民活動団体が行う公益性の高い事業を支援するものです。

本事業により、市民活動団体が実施する公益的な活動の活性化を促進するとともに、市民、企業等の寄附を通じた社会参加、社会貢献活動を促し、市民活動の推進をめざします。



※「ふるさと寄附金」とは

生まれ育った場所など、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援するもので、寄附することにより、その年分の所得税及び翌年度分の個人市・府民税から、支払った寄附金額に応じて一定額を控除する制度であり、「ふるさと」の自治体への貢献の気持ちを表す市民参加のスタイルです。

※「クリック募金」とは

事業の趣旨にご賛同いただいた協賛企業等のバナーをクリックすることで、協賛企業からクリック数に応じた金額を大阪市に寄附いただき、大阪市市民活動推進助成事業へ活用するシステムです。



<https://kyodo-portal.city.osaka.jp/click>



【クリック募金協賛企業】（令和2年11月1日現在）

大阪シティ信用金庫、大阪信用金庫、富士ゼロックスシステムサービス株式会社、センコー株式会社、大阪市民共済生活協同組合、リタワークス株式会社、株式会社フォーシックス、クジラ株式会社、株式会社クーバル、一般社団法人日本姿勢予防医学協会、株式会社一二三工業所、株式会社宮田運輸、株式会社SIM、株式会社フォーユーカンパニー、株式会社 Dreams、株式会社良心塾、ライフ・カイロプラクティックラボ、株式会社LIG、株式会社五大、株式会社ココロ、株式会社ハヤシコーポレーション、愛眼株式会社

※「すきやねん大阪WAON」とは

イオングループの企業が発行する、地域貢献型のご当地 WAON(電子マネー)カードの大阪市版です。

このカードを利用いただくことで、その利用金額の一部を大阪市に寄附いただき、大阪市市民活動推進助成事業へ活用するしくみです。



【すきやねん大阪WAON】

イオンリテール株式会社、株式会社光洋

【その他令和元年度にご寄附いただいた市民・企業等】

大阪府民共済生活協同組合、宗教法人 真如苑本町、株式会社オーリュクス、株式会社harunohi、株式会社アルファテクノ

(参考) 令和元年度の寄附金の状況（納付期間:平成31年4月1日～令和2年3月31日）

合計：6,374,681円

## 第2 対象／応募要件

### 1 応募対象者

「大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱」第2条に該当する団体

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、またはボランティアグループ等の法人格を有しない非営利活動団体（以下「任意団体」という。）であること。
- (2) 大阪市内に事務所を有し、大阪市内で活動を行っていること。
- (3) 継続して1年以上の活動実績があること。ただし、特定非営利活動法人がその設立の認証を受けた日の前に任意団体として同種の活動を行っていた場合は、当該任意団体としての活動期間を含めることができる。
- (4) 大阪市市民活動総合ポータルサイトに利用登録し、直近年度の事業報告書、収支計算書を公表していること。

#### ■市民活動総合ポータルサイト登録要件

大阪市市民活動総合ポータルサイトの登録対象になる団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 次のいずれかに該当する団体であること
  - ア 大阪市内で活動を行う市民活動団体
  - イ 大阪市内で社会貢献活動を行う企業等
  - ウ 大阪市内に所在する行政機関又はまちづくりセンター（市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的として、各区の委託により設置されている体制をいう。以下同じ。）
- (2) 団体の活動の目的が[大阪市市民活動推進条例](#)第2条第1号イからエに掲げる内容に該当しないこと
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）の統制下にある団体でないこと
- (4) 法令や公序良俗に反する活動を行っていないこと
- (5) 大阪市市民活動総合ポータルサイトに登録する自らの団体に関する情報を定期的に更新するなど、常に最新の情報を発信する意思を有していること
- (6) [大阪市市民活動総合ポータルサイト運営要綱](#)の規定を遵守すること

## 2 応募対象事業

- ・令和3（2021）年4月1日から令和4（2022）年3月31日までに実施する、大阪市の地域課題・社会課題の解決を目的とする公益的な事業
- ・令和3年4月1日現在、大阪市からの他の助成を受けていないものに限る。（大阪市以外からの助成や、参加費・負担金等による収入は可能）
- ・令和3年4月1日現在、当該事業開始等（※）から5年未満（平成28（2016）年4月2日以降開始等事業）かつ過去に大阪市市民活動推進助成を受けていない事業。ただし、1年目の市民活動推進助成を受けた事業について、継続して2年目または3年目の申請を行う場合は、この限りではない。  
※事業開始等とは、事業を開始した時及び事業の実施手法等を大幅に変更した時をいう。
- ・同一団体が実施する同一事業に対する助成は、最長で連続する3年までとする。ただし、助成にかかる審査は1年ごとに行う。（必ずしも3年間助成を受けられるものではない。）

## 3 応募説明会

日時 令和2（2020）年12月10日（木） 15時から

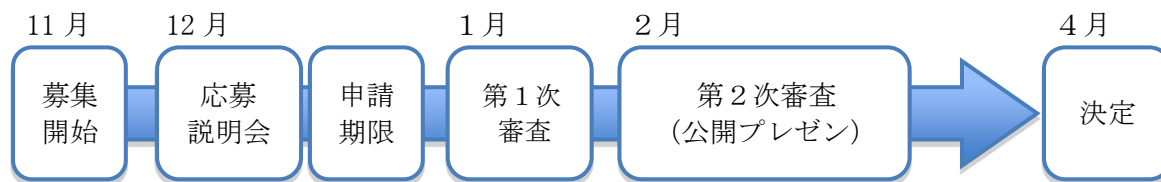
会場 大阪市役所庁舎 4階市民局 第3会議室

※ 応募予定者は可能な限り参加すること。参加者は、1団体2名までとする。  
参加団体は、下記項目について事務局まで電話・メールにより連絡すること。

- ・団体正式名称
- ・当日出席予定者氏名
- ・連絡先電話番号
- ・連絡先メールアドレス

## 第3 選考

### 1 スケジュール



### 2 選考方法

審査は、外部有識者等で構成する「大阪市市民活動推進事業運営会議(以下「運営会議」という。)」において、事業ごとに次の方法で行う。

#### (1) 第1次審査(書類審査)

申請書類により、審査基準に基づき審査し、運営会議にて第2次審査に進む団体を選出する。審査結果は事務局から通知する。(1月下旬頃を予定)

#### (2) 第2次審査(公開プレゼンテーション)

日時：令和3(2021)年2月8日(月) (予定)

場所：大阪市役所 (予定)(公開)

※ 第2次審査に出席できない場合は、選考対象外とする。

※ 第2次審査では、パワーポイントを活用したプレゼンテーションを可能とする。

※ 詳細は、第1次審査通過団体あて通知する。

### 3 審査基準

#### (1) 1年目の申請事業

審査項目	審査の視点	配点
公益性	・大阪市の現状及び地域課題・社会課題を踏まえた事業となっているか。 ・事業の成果が市民に還元されるものであるか。	15点
実現性	・上記課題解決に向けて、事業の内容や手法、スケジュールが適切なものとなっているか。 ・応募した事業を担う体制ができているか。 ・応募した事業を確実に実施できる資金計画を立てられているか。	30点
先駆性	・これまで取り組まれていなかった課題や分野に取り組んでいるか。 ・従来にない新しい手法や発想・視点が盛り込まれているか。	15点
協働性	・他の団体や地域との連携・協働によって実施されるものであるか。または事業実施によって連携・協働が促進されるものであるか。	15点
波及性	・事業に広がり(※)が期待でき、大阪市域内に限らず様々な地域で広く活用・応用できる見込みがある事業であるか。 ※他団体へ同様の活動が波及する。事業を実施することにより、その効果が広く波及する。等	10点
発展性	・事業収入や支援者の拡大が期待でき、自立に向けた工夫がされた事業であるか。	15点
合計		100点

(2) 2年目及び3年目の申請事業

審査項目		審査の視点	配点
前年度の 評価	実行状況	・当初の計画どおり（途中で変更した場合、変更計画どおり）の活動や資金運用が実施できているか。 ・上記活動や資金運用が実施できていない場合、その原因分析ができているか。	20点
	成果の 進捗	・目標は達成できた（できる見込み）か。 ・達成の可否に関わらず、目標の達成状況に対する要因分析ができているか。	10点
	協働	・当該事業について、他の団体や地域との連携・協働により実施できているか。または、事業実施によって、連携・協働が促進されているか。 ・他の団体や地域との連携・協働ができていない場合、その原因分析ができているか。	10点
当該年度 の計 画	実施計画	・前年度までの事業の有効性等を分析し、当該年度として必要な目標を設定できているか。 ・前年度の活動内容を踏まえ、実現性があり、かつ当該年度の目標達成に向けた有効な活動計画となっているか。 ・前年度の実績も踏まえ、実現性があり、かつ無駄のない妥当な資金計画となっているか。	40点
	発展性	・当該事業の目的を達成するために、事業や効果の広がりが見込まれる工夫が検討されているか。 ・自立に向けた工夫が進んでいるか。	20点
合計			100点

## 第4 応募

※1団体につき1事業のみの応募とする。

### 1 提出書類

ア 大阪府市民活動推進助成事業補助金交付申請書（提出書類 助一ア）

イ 申請事業に関する事業計画書（提出書類 助一イ）

※事業計画書については、1年目申請事業（提出書類 助一イ-1）と2年目・3年目申請事業（提出書類 助一イ-2・3）で提出書類様式が異なるため、申請年度に応じた計画書を提出すること。

ウ 申請事業に関する収支予算書（提出書類 助一ウ）

※収支予算書に記載された支出額は、その根拠を確認するため、積算明細書・カタログ写し・見積書写し等算出根拠資料を添付すること。

エ 申出内容誓約書（提出書類 助一エ）

オ 申請団体の事業計画書・収支予算書（団体作成のもので、令和3（2021）年1月を期間に含むもの）

カ 申請団体の事業報告書・収支計算書（団体作成のもので、直近年度のもの（市民活動総合ポータルサイト掲載のもので可））

キ **【1年目申請事業のみ】**当該事業開始等の時期が確認できる書類

#### 【留意事項】

- ※ 記入漏れや提出書類に不備がある場合は、選考対象外となる可能性がある。
- ※ 提出された申請書類は審査と大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱及びこの募集要項にかかる事務以外の目的には使用しないが、情報公開条例第2条第2項による公文書となるため、情報公開の請求があれば、公開の対象となる。
- ※ 提出された申請書類は返却不可。
- ※ 提出書類は、すべてA4サイズとすること。

## 2 提出部数

10部

- ※ うち1部は、審査等にかかるコピー原紙とするため、ホッチキス等により綴じないこと。
- ※ 事業パンフレット等の印刷物は、10部提出すること。
- ※ ただし、「申請事業に関する収支予算書（提出書類 助一ウ）」の支出額算出根拠資料については、1部とする。

## 3 提出書類の受付

### ■郵送の場合

受付期限 令和2（2020）年12月25日（金）当日消印有効

※ 12月26日以降の消印押印分は、受付不可。

※ 受付期限内に郵送にて送付した旨、事務局あて電話・メールにより連絡すること。

### ■持込の場合

受付期間 令和2（2020）年12月25日（金）まで

受付時間 午前9時から午後5時30分まで

※ ただし、午後0時15分から午後1時までを除く。

### ■応募先・お問合せ先（事務局）

大阪市市民局区政支援室地域力担当（地域支援グループ）

大阪市北区中之島1丁目3番20号（市役所本庁舎4階北側）

TEL：06-6208-7344 / FAX：06-6202-7073

E-mail：ca0027@city.osaka.lg.jp

## 第5 助成

### 1 助成内容

#### (1) 助成金交付

##### (ア) 対象経費

「大阪府市民活動推進助成事業補助金交付要綱」に基づく対象事業にかかる事業費

- ※ 団体運営に関する管理費は対象外とする。
- ※ 事業実施期間中に購入、納品、使用、支払いされるものに限る。
- ※ 下記以外の経費、飲食費、備品（購入単価5万円以上の物品及び購入単価5千円以上の図書）購入経費は対象外とする。また、助成事業以外の費用と混在するなど、助成事業にかかる経費が明確でないものは対象外とする。

#### (参考) 対象経費の一例

経費区分	補助対象経費
旅費・交通費	公共交通機関、タクシーの利用や宿泊に係る経費、高速道路通行料
通信運搬費	運搬に要する費用（切手、はがき、宅配便の料金等）、電話（電話料金等）、インターネットプロバイダー料金
印刷製本費	広報用チラシ・会議報告書などの印刷経費、コピー代
消耗品費	購入単価5万円未満の文具等の購入経費、 購入単価5千円未満の図書の購入経費
燃料・光熱水費	光熱水費、事業用車両のガソリン代
使用料及賃借料	会議室やイベント会場使用料（会議室使用に付随する設備等賃料を含む（プロジェクター、スクリーン等））、備品のリース・レンタル料、レンタカー代
保険料	事業の参加者を対象とした保険料、ボランティアスタッフ等を対象とした保険料
諸謝金	講習会、講演会、研修会等の講師謝礼、有償ボランティアスタッフに対する謝礼（交通費含む）
人件費	事業に携わる雇用契約のあるスタッフへの報酬（社会保険料負担を含む）（ただし、大阪府が定める様式を提出できる場合に限りま す。申請団体役員である場合には申請事業に従事する実勤務時間 数分以外は対象外）
広告料	新聞、雑誌等への広告の掲載に要する経費
研修参加費	研修への参加に必要な、参加料や資料代などの経費
委託料	チラシ・WEB等のデザイン業務の委託に要する経費 ※ 事業の全部を委託（再委託）することはできない

#### (イ) 助成金額

##### 1 事業あたり上限100万円

（補助対象経費の2分の1以内、千円未満切捨て）

- ※ 助成事業数については本市予算の範囲内で決定する
- ※ 本助成事業は、令和3（2021）年度大阪府予算原案の議決を経てはじめて効力を発するものとする。

(ウ) 助成対象分野

大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱別表 1 のとおり

別表 1 (第 3 条関係) 特定非営利活動促進法に定める活動分野

1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 \*
  2. 社会教育の推進を図る活動 \*
  3. まちづくりの推進を図る活動 \*
  4. 観光の振興を図る活動
  5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 \*
  6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 \*
  7. 環境の保全を図る活動 \*
  8. 災害救援活動 \*
  9. 地域安全活動 \*
  10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
  11. 国際協力の活動 \*
  12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 \*
  13. 子どもの健全育成を図る活動 \*
  14. 情報化社会の発展を図る活動
  15. 科学技術の振興を図る活動 \*
  16. 経済活動の活性化を図る活動
  17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 \*
  18. 消費者の保護を図る活動 \*
  19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 \*
  20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
- \* 寄附者からの活用希望あり (参考)

(2) 広報支援

大阪市ホームページや市民局 Facebook 等の活用やチラシ等の配架協力などにより、助成事業の広報支援を行う。

(3) 中間報告会及び事業報告会の開催

有識者等からのアドバイスを受け、今後の活動に生かしていくとともに、他団体との交流や寄附者等との意見交換等を通じ、今後の自立的な活動に繋げることを目的に開催する。

(4) その他

大阪市が実施する市民活動の活性化に向けた様々な支援ツールの紹介

- ・大阪市地域公共人材の派遣
- ・市民活動総合ポータルサイトの活用

## 2 助成事業決定後のスケジュール

(1) 交付決定通知

令和 3 (2021) 年 4 月 1 日 (予定) (文書通知)

- (2) オリエンテーション  
令和3（2021）年4月上旬  
助成決定団体に対し、当事業の事務手続の説明会を実施
- (3) 事業の中間報告会  
令和3（2021）年10月頃  
上半期の取組の状況成果等について報告会を実施。有識者等からアドバイスを受け、下半期の活動に活かしていくとともに、他団体との交流により連携協働のきっかけづくりを目的とする。
- (4) 助成金の実績報告  
助成事業終了後、10日以内の実績報告書、収支決算書等と助成金の精算にかかる証拠書類（発注書、納品書、領収書、支払書等）を提出すること。また、助成金を用いて作成したチラシ等、現物による執行確認のほか、必要に応じて現地確認を行う場合がある。
- (5) 助成金の支払い  
原則として、事業実施後の確定払い。  
事業完了前に助成金の支払いをしなければ事業が実施できないと認められる場合のみ、概算により前払いも可能とする。ただし、概算払いを受けた場合、精算書を当該助成事業の完了後20日以内に提出し、余剰金は20日以内に戻入しなければならない。
- (6) 事業の最終報告会  
令和4（2022）年4月頃  
年間を通じた取組の状況成果等について報告会を実施する。1年間の事業成果を振り返り、寄附者等との意見交換等を通じ、今後の自立的な活動につなげることを目的とする。
- (7) 助成期間終了後のヒアリング・アンケート等  
当事業の事業実施期間は令和4年3月31日までだが、助成期間終了後の事業の進捗状況等について、今後の参考のために、助成団体に随時、ヒアリングやアンケート等を要請する場合がある。

※ 事業実施期間中、事業進捗状況を確認するため、活動現場の見学や活動状況の報告を求める場合がある。

### 3 助成金の交付に関する留意事項

助成金の交付に関する事項は「大阪市市民活動推進助成事業補助金交付要綱」に定められているとおりとする。

- (1) 交付決定後の変更  
事業実施期間中に、補助事業の変更等が生じた場合は、速やかに事務局まで届け出る

(2) 決定の取り消し

交付条件に違反したときや、虚偽の申請、報告又は不正な行為によって助成金の交付を受けたときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消す場合がある。

交付決定が取り消された場合、すでに補助金が交付されている時は、その助成金を返還すること。

(3) 書類の保管

助成金の実績報告に関する書類、帳簿等は、5年間保存すること。

大阪市市民活動推進助成事業ホームページ

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000182344.html>